

〔報告〕 行政権力が「特定教科書」を

排除する意図は何か

—子どもの目から真実を隠す教育の先に見えるもの

緊急市民集会から

全国的に高校日本史教科書から特定の教科書を排除する動きが強まるなか、去る8月27日、新潟市で「緊急市民集会」（主催：新潟県歴史教育者協議会）が開かれた。その要旨を報告します。

（編集部）

現場の高校教員からは、これまで県内高校の教科書採択は、各現場の教員に委ねられていた。ところが今年度に入ってそれが一変し、来年度使用される教科書のうち、実教出版の「日本史A」「日本史B」を不採択にするようにと、担当教科の教師が校長から指導を受けたとの報告があった。

現在、分かっているだけでも十数校に及ぶ。

A高校の校長は、「教科書検定に合格した教科書を不採択にすることはない」と明言していたが、7月に教員に県教委に説明するとして、実教出版を採択した理由を聞かれた。

担当教員は実教出版「高校日本史」を採択した選定理由を述べたが、校長は国旗・国歌の記述や「南京事件」ではなく、「南京大虐殺」と記述されていることなどを指摘し、翌日、同校の社会科学教科部会の了承も得ずに「校長の責任」として、別の教科書を「採択」して、それを県教委に届け出た。

また、B校の校長は現場の教員の採択した教科書を認めない理由を、「学校運営上の問題」や「記述が」

暗い」などの理由を挙げている。

こうした高校現場の動きに対して、県教育委員会は「特定の教科書を選定しないようにとの指導は一切していない」と言っているが、県内一律の動きとなっている。

昨年度は選定理由を口頭または文書で説明するよう求められた学校が数校あったが、選定結果を覆す動きはなかった。

他県ではどのような動きになっているか、基調報告の石山久男氏（全国歴史教育者協議会前委員長、元教科書執筆者）の発言を要約すると次のようになる。

「高校の場合は、現在も国公私立含めすべて学校ごとの採択となっており、2011年以前においては教育委員会などの上部機関によって変更されることは皆無だった。

ところが2011年、東京都立高校と横浜市立高校において、学校が選んだ教科書が教育委員会によって変更されるという前代未聞の出来事が起こった。

都教委は、2012年4月都立高校校長会幹事会で『今年採択の年で関心も高いので新聞記事に留意してどうしてこの教科書を選んだのか、その理由をきち

んと説明できるよう』求めた。

また、実教出版『高校日本史A』の記述は、都教委の考え方と相容れない、と繰り返し圧力をかけ、同教科書の採択の届け出をやめさせ、結局都立高校では採択ゼロとなった。

横浜市教育委員会の事務局は市立高校9校中4校からの意見報告書（希望採択）を無視し、勝手に山川出版社版に書き換えた採択案をまとめ、取り扱い審議会に報告。

審議員の審議会の意見報告とは異なる「意見報告書」だが各校長と意見交換したか、の質問に対し、「相談という形で説明、ご理解いただけました」と押し切った。結局、横浜市立高校も採択ゼロとなった。

2013年6月27日、都教委は2014年度に使用する高校教科書についての『見解』なるものを議決した。

『見解』は、実教出版の「高校日本史AおよびB」の国家・国旗に関する記述（注）は「入学式・卒業式においては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導することが、学習指導要領に示されており、これを適正に実施することは、児童・生徒の模範であ

るべき教員の責務である」とする教育委員会の考え方とは異なるものであり、「都立高校等においては使用するのには適切ではない」とした。

(注) 都教委が問題とした『高校日本史A』の記述とは国旗・国歌法についての側注をいう。

(側注) (『高校日本史B』同文)

国歌・国旗法をめぐることは、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争で果たした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論になった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし、一部の自治体で公務員への強制の動きがある。

一方、神奈川県では、同年7月24日、校長会が終わった後、実教出版を選定した28校の校長が残され、「採択の際に校名が明らかにされると、さまざまな団体が来て混乱が起きる可能性がある」として、再考を求め、結局28校すべてが他の教科書に変更した。

学習指導要領は、教育課程編成の権限が学校にある

ことを認めている。したがって教育課程のなかの教科書の選定、授業内容の編成も教員の専門性にもとづくものとして、学校と教職員の自主的権限として認められてきた。

だから、それぞれの学校の生徒の実態をよく知っている教員は、責任を持って教科書の選択を行い、指導をしてきた(「教諭は児童の教育を司る」学校教育法・筆者)。

ところが行政権力の見解と異なると判断した教科書は、高校生が読んではならないとして、その採択を禁止、制限し、その閲覧を禁止制限したのであり、憲法が保障する思想・表現・学問の自由を侵害するものに他ならない。

なぜ、こうまでして教育委員会が現場に圧力をかけ強権的に変更を強い、教育基本法が禁じている「不当な支配」を強行しているのか。講師の石山久男氏は次のように指摘する。

「その本質的なねらいは、国歌・国旗問題にだけあるのではなく、侵略戦争と植民地支配の事実に関する記述を高校教科書から全面的に追放し、近隣諸国条項(注)を実質無効化し、個人よりも国家を重んじる思

想を生徒に植え付けることにある。

〔近隣諸国条項〕

近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。

そのねらいを、教科書採択権を学校から奪い教育委員会に帰属させることによつて達成しようとしている（石山久男氏の配布資料「高校教科書の採択排除をめぐる全国の動向とその意味」など）。

10月21日、中央教育審議会は小中学校の「道徳の時間」を「特別の教科」とする答申を下村文科相に提出した。

道徳を「特別の教科」として「学校教育の中核」に位置づけて国が検定する教科書を導入し、児童の発言や行動などあらゆる情報を収集し、評価を行うとしている。

「規範意識」や「日本人としてのアイデンティティの確立」等は改訂教育基本法の最も重視した「愛国心」

を植え付け、「徳目」（国による特定の価値観）を上から教え込み、「決まり」や「正しいこと」への順応を求めている。

こうした動きは「戦争のできる国づくり」のための子どもの教育を教科書から変えていく政治的思惑に他ならない。

（文責・事務局長 内山雄平）

